- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の性格
- 3 計画の構成と期間
- 4 計画の点検・評価

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

これまで千歳市においては、「みんなで生き生き活力創造都市 ちとせ」の将来都市像 (千歳市第6期総合計画)の実現に向けた様々な取組を進めてきました。

平成18年12月に施行された改正教育基本法においては、地方公共団体は、国の計画を参酌し基本的な計画の策定に努めることとされました。

平成 20 年7月に閣議決定された国の教育振興基本計画では、今後 10 年間を通じて 目指すべき教育の姿として、義務教育終了までにすべての子どもに自立して社会で生きて いく基礎を育てることや、社会を支え発展させるとともに国際社会をリードする人材を育てる ことを目標としています。

平成 25 年6月には、第2期教育振興基本計画が閣議決定され、国が直面する危機を 乗り越え、持続可能で活力のある社会を構築していくための社会の方向性として、「自立、協 働、創造」の三つの理念と社会を生き抜く力の養成など四つの基本的方向が示されました。

干歳市では、毎年「千歳市教育重点目標」を定め、その時々の子どもの状況や課題を踏まえながら教育行政を推進してきましたが、少子化や核家族化、国際化、情報化の進展など、教育を取り巻く環境は急速に変化しています。そのような中、安心して子育てができる環境を整備するとともに、子どもたちが共に生き生きと学び、育つことができるよう、千歳市ならではの特色を活かした学校教育の充実と、千歳市の未来を支える子どもたちがすくすくと育つことができる環境の整備がこれまで以上に重要になっています。

このようなことから、千歳市においては、教育基本法にのっとり、長期的な展望に立って 千歳市の教育の方向性を示す基本計画としてこの計画を策定し、「すべては子どもたちのために」を基本とし、教育行政を推進していきます。

2 計画の性格

この計画は、「千歳市第6期総合計画」(平成23年度~平成32年度)における学校教育分野の個別計画として位置付けるとともに、教育基本法第17条第2項に規定される、教育の振興のための施策に関する基本的な計画としての性格を併せ持つものです。

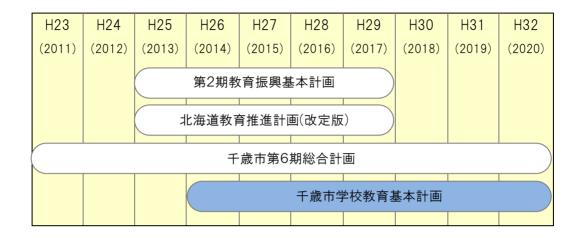
3 計画の構成と期間

(1) 構成

千歳市学校教育基本計画は、今後目指すべき教育の基本的な方向性や取組等を明らかにするため、「基本目標」、「基本方向」、「施策項目」で構成し、施策項目に沿って展開する主な取組に対する具体的な内容を示して、その達成度を市民の皆さんに分かりやすく示すため、目標指標を設定しています。

(2) 期間

計画期間は、平成26年度~平成32年度までの7年間とし、社会経済情勢の変化など を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の点検・評価

計画の推進に当たっては、PDCAサイクル*の考え方に基づき、毎年度、計画の進捗状況 を把握し、点検・評価を行うことにより、改善に努め、計画の実効性を高めてまいります。